令和8年度　郷土の歴史講座　第3回学習会資料　令和8年8月30日（日）

奥会津の道シリーズその3

奥 会 津 の 塩 の 道

奥会津博物館
文化財専門員
渡部康人

目　次

1　奥会津の塩は瀬戸内海で製造
　　文政7年(1824)「御買目録」

2　奥会津への塩の道
　　天保2年(1831)「塩方勘定帳」

3　入り浜式塩田の紹介

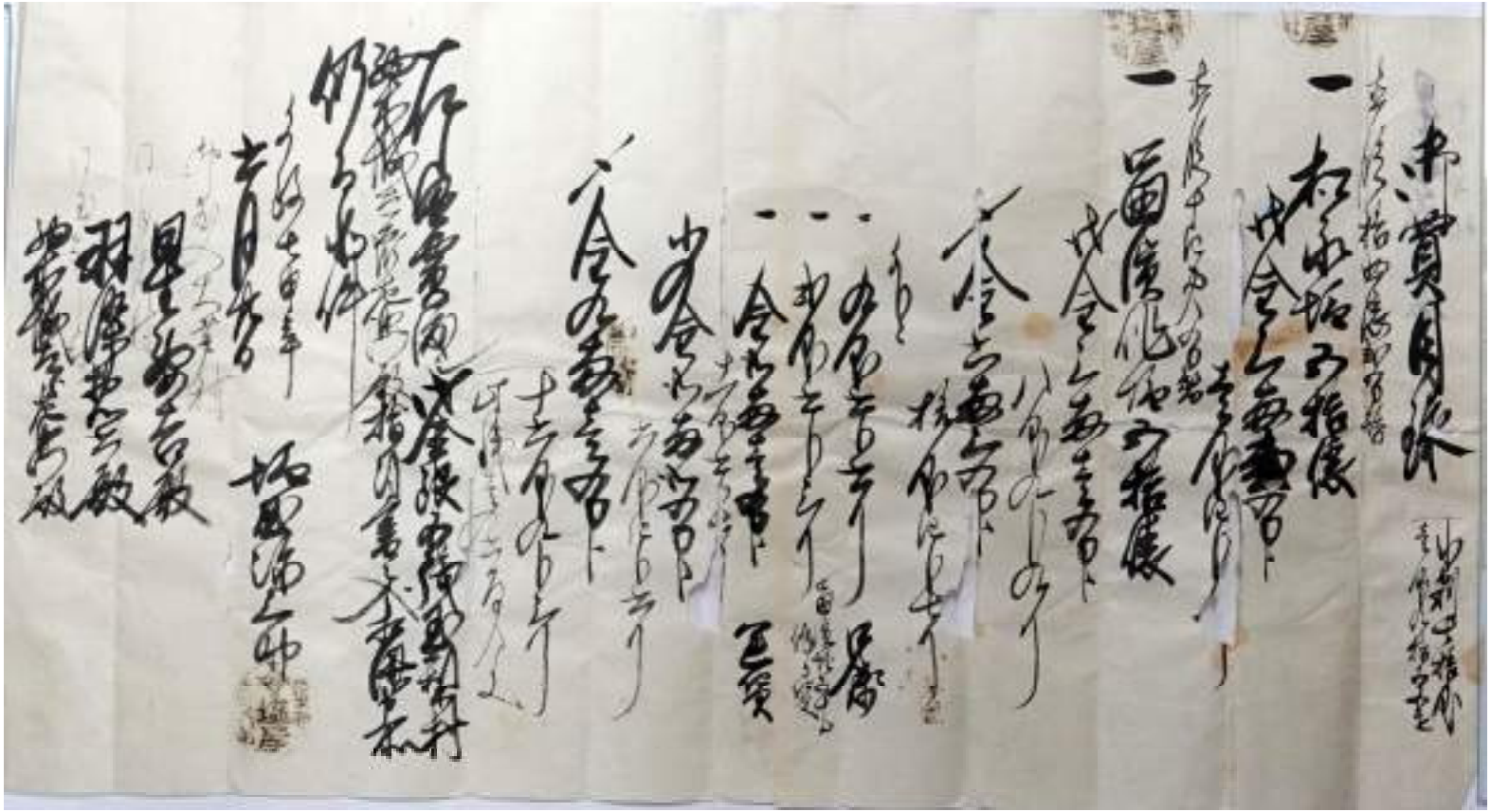
4　会津藩による塩の買い付け

●1両の現在の価値(日本銀行金融研究所貨幣博物館ホームページを参考に推算)
・江戸時代のそばの値段は16文である。
・テキストの「御買目録」には、「小判七拾匁　壱匁九拾五文遣」とある。
　これを、ふまえれば、銀1匁(3.75g)＝95文　金1両＝銀70匁(262.5g)となる。
　したがって、金1両＝(銭95文×銀70匁)銭6650文となる。
・6650文÷16文＝415杯。
・江戸時代1両でそばが415杯食べることができた。
・現在のそば1杯を300円とする。
・300円×415杯＝124500円になる。
・したがって、ここでは1両＝124500円とする。

●銀遣い(御買目録)
・1両＝70匁(262.5g)　1匁＝3.75g
・1匁＝95文遣い

●両以下の価値
・1両＝4分＝16朱＝4000文
・1分＝31125円
・1朱＝7781円
・1文＝19円

1　奥会津の塩は瀬戸内海で製造



文政7年(1824)　御買目録　南会津町大宅家文書

御買目録　小判七拾匁 壱匁九拾五文遣

直段拾四俵弐分替
一松永塩五拾俵
　代金三両弐分ト
　　壱匁四歩八り
直段十四俵分替
一富浜作塩五拾俵
　代金三両壱分ト
　　八匁九歩九り
〆金六両三分ト
　　拾匁四歩七り

外二
一九匁六歩六り　口銭　富浜塩五十俵作り賃
一弐匁六歩三り
一金弐両壱分ト
　十一匁六歩六り　運賃
小〆金弐両弐分ト
　六匁四歩六り
〆金九両壱分ト
　十六匁九歩三り
　此銭壱〆六百八文

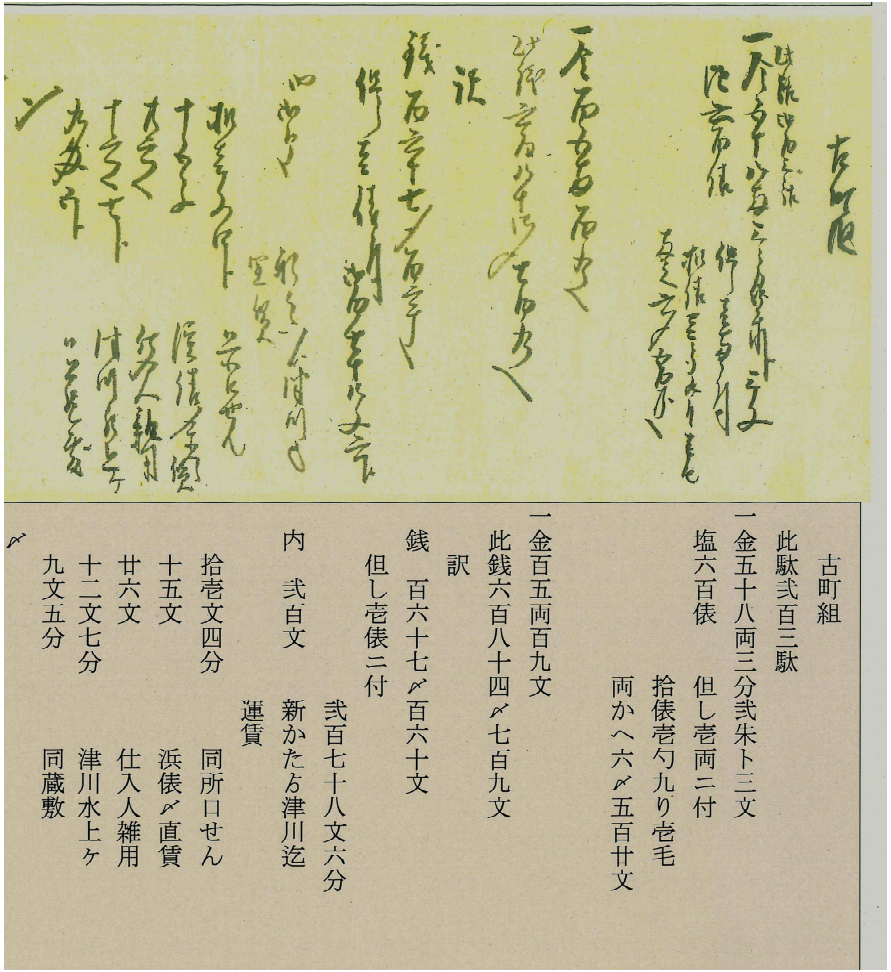
右塩売渡シ代金銀不残玉梨村
栗城太郎左衛門殿、指引書二入相済申所
仍而如件、
　文政七年
　六月廿日　塩屋弥三郎(印＝越後新潟三之町大川前)
御蔵入大芦村
　星要吉殿
同白沢村
　羽染惣六殿
同玉梨村
　栗城太郎左衛門

①文政7年(1824)6月20日、御蔵入大芦村(大沼郡昭和村)星要吉、同白沢村(南会津郡南会津町白沢)羽染惣六、同玉梨村(大沼郡金山町)栗城太郎左衛門が、新潟の塩屋・弥三郎から塩を購入した。
②塩は、松永塩田(広島県福山市松永)と、富浜塩田(尾道市富浜)で製造された。
③三人は、塩を合計100俵を約9両(約112万5000円)で購入した。
④奥会津において、瀬戸内海地方の塩田名が記された唯一の史料である。
⑤松永塩田は福山藩内、富浜塩田は広島藩内に位置する。
⑥瀬戸内海沿岸には、入り浜式塩田(遠浅で波の静かな海浜に堤防を築き、その内部を区画して、満潮の時に自然にはいってくる海水を利用して製造する塩田。出典:『日本国語大辞典』第2巻)
⑦江戸時代中期頃から広大に築造された。
⑧そこで製造された塩は、北前船で瀬戸内海を通り、日本海を北上、新潟の港に陸揚げされ、奥会津に至ったと考えられる。



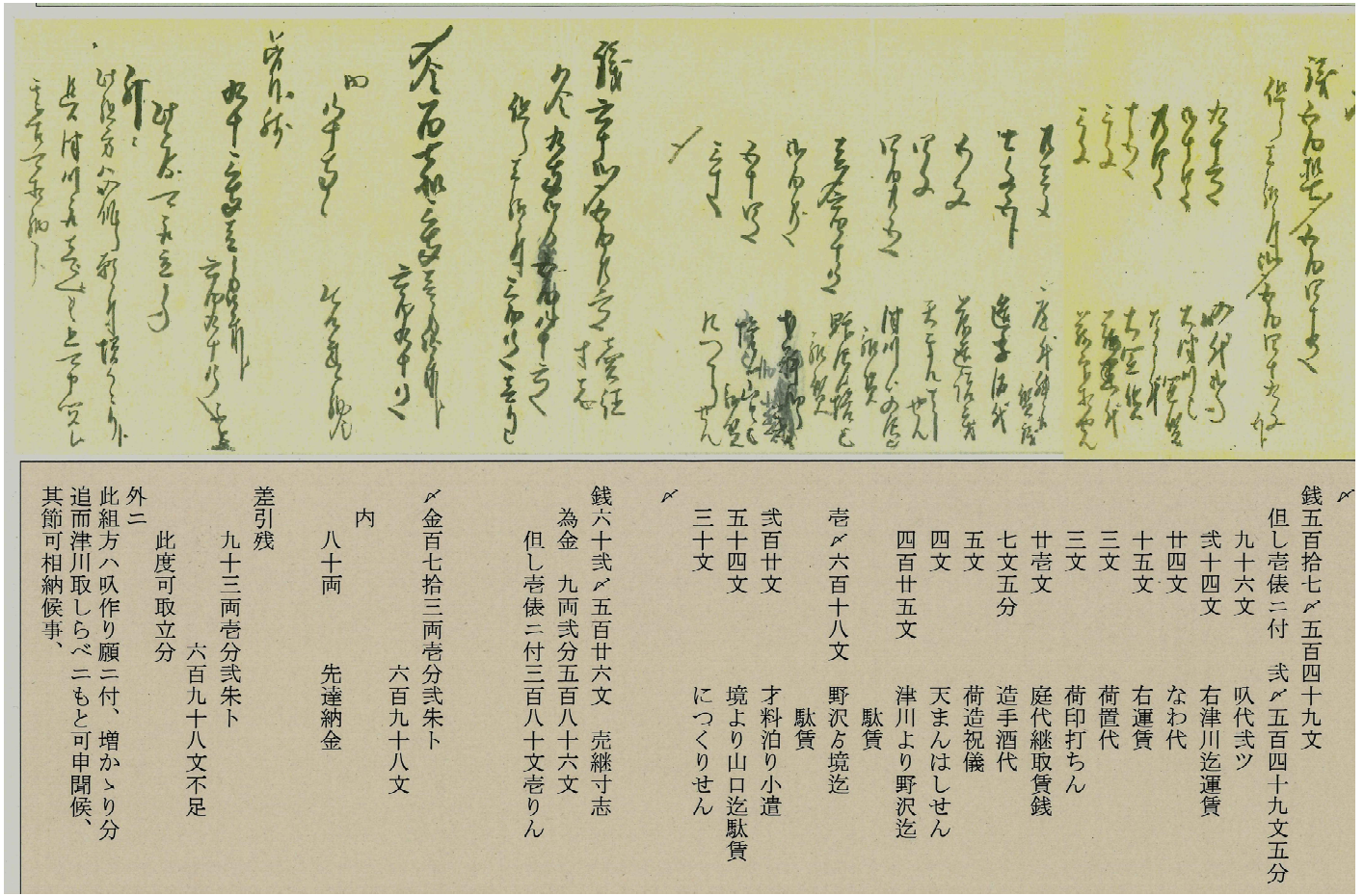
松永・富浜塩田で製造された塩は、北前船区間(約 1350 km) →新潟港→阿賀野川曳舟区間(約 60 km) →津川港→陸送区間(約 70 km) で南山御蔵入に到着。総距離は約 1480 kmになる。

2　奥会津への塩の道



古町組
此駄弐百三駄
一金五十八両三分弐朱ト三文
塩六百俵　但し壱両ニ付
拾俵壱勺九り壱毛
両かへ六〆五百廿文
一金百五両百九文
此銭六百八十四〆七百九文
訳
銭　百六十七〆百六十文
但し壱俵ニ付
弐百七十八文六分
内　弐百文　新かた〻津川迄
運賃
拾壱文四分　同所口せん
十五文　浜俵〆直賃
廿六文　仕入人雑用
十二文七分　津川水上ヶ
九文五分　同蔵敷
〃

天保2年(1831)「塩方勘定帳」

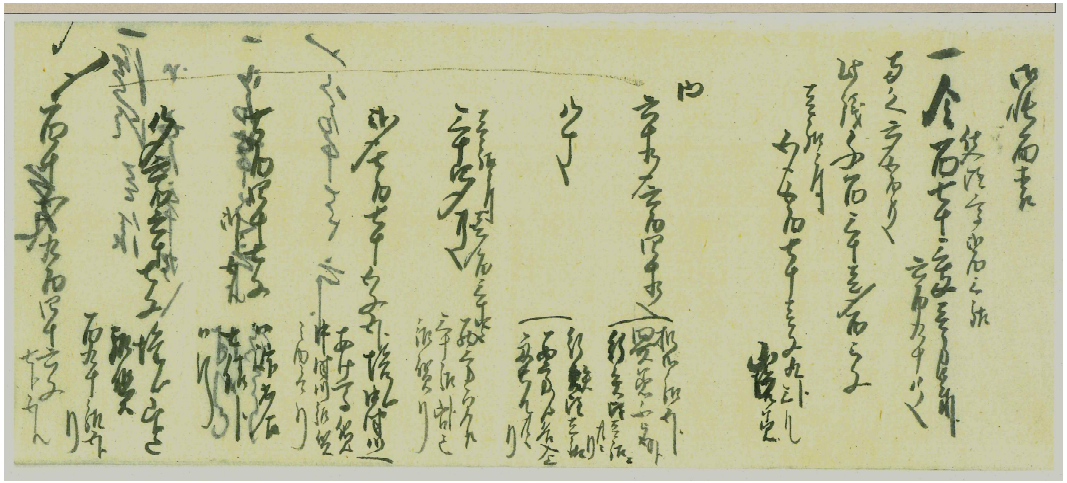


〆
銭五百拾七〆五百四十九文
但し壱俵ニ付　弐〆五百四十九文五分
　九十六文　叺代弐ツ
　弐十四文　右津川迄運賃
　廿四文　なわ代
　十五文　右運賃
　三文　荷置代
　三文　荷印打ちん
　廿壱文　庭代継取賃銭
　七文五分　造手酒代
　五文　荷造祝儀
　四文　天まんはしせん
　四百廿五文　津川より野沢迄
　　駄賃
壱〆六百十八文　野沢ゟ境迄
　　駄賃
　弐百廿文　才料泊り小遣
　五十四文　境より山口迄駄賃
　三十文　につくりせん
〆
銭六十弐〆五百廿六文　売継寸志
為金　九両弐分五百八十六文
但し壱俵ニ付三百八十文壱りん

〆金百七拾三両壱分弐朱ト
　六百九十八文
内
　八十両　先達納金

差引残
　九十三両壱分弐朱ト
　　六百九十八文不足
　此度可取立分

外ニ
此組方ハ叺作り願ニ付、増かゝり分
追而津川取しらべニもと可申聞候、
其節可相納候事、



御帳面表

仕入塩高　弐百三駄

一金百七十三両壱分弐朱ト
　六百九十八文

両かへ　六〆五百廿文

此銭千百三十壱〆百三文

壱駄ニ付
　五〆五百七十壱文九分三りん
　　山口着

内

六十九〆六百四十九文　拾弐駄五分　紛失塩壱駄
　　界着不被成分　西方ゟ名入迄
　　紛失塩壱ニ付ニ引　舟ちん共ニ引

八十文

壱駄ニ付壱〆百三十四文
三十四〆廿文　西方受取
　三ー駄分、山口迄
　駄賃引

弐〆七百七十五文五分　境ゟ中津川へ
　あけ馬賃
　中津川駄賃
　之内差引

七百四十七文　同峠出合
　七俵分
　同断

弐分五り

八〆六百六十七文　境ゟ山口迄
　駄賃
　百九十駄分引

〆百十〆九百四十六文

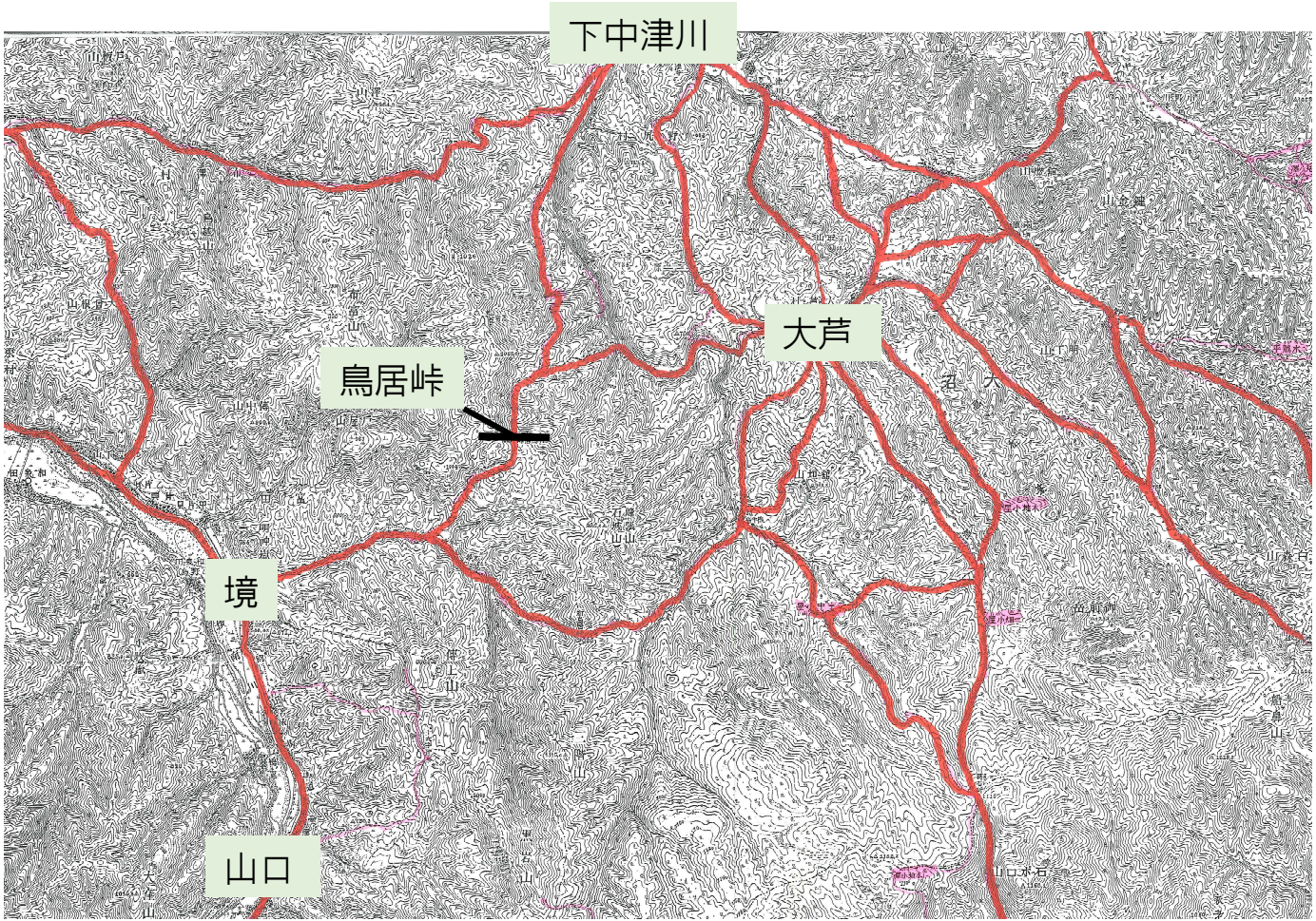
七分五りん

天保2年(1831)「塩方勘定帳」で確認できる地名

・新潟(新潟県新潟市)
・津川(新潟県東蒲原郡阿賀町)
・野沢(福島県耶麻郡西会津町)
・西方(福島県大沼郡三島町)
・中津川(福島県大沼郡昭和村)
・境(福島県南会津郡南会津町界)
・山口(福島県南会津郡南会津町山口)



津川港から南山御蔵入までの塩の道。このルートは天保２年(1831)「塩方勘定帳」（南会津町白沢・大宅家文書）を基に記した。



五万分の一の地形図(初版 大正三年・一九一四)

3　入り浜式塩田の紹介



松永塩田を完成させた本荘重政の墓碑　福山市松永　承天寺



承天寺から見た現在の松永塩田　かつての塩田は住宅地になっている



承天寺(じょうてんじ)　広島県福山市松永



右側が本荘重政の墓　承天寺



松永塩田を描いた屏風　　福山城博物館所蔵



富浜塩田遠景　手前が本州。尾道水道の対岸向島に富浜塩田があった。広島県尾道市



かつて富浜塩田に海水を入れていた水路　尾道市向島

入浜式塩田での塩づくり(写真出典:香川県坂出市塩業博物館)



①塩田の砂を、水分が蒸発しやすいように、馬鍬(まんが)でならす。



②ならした砂には、地盤から海水がしみこみやすいように(毛細管現象の促進)呼び水として海水をまく。



③風と強烈な日射で乾いて塩のついた砂を、再びならす(大正11年・1922)。



④午後3時頃から塩のついた砂を集める。



⑤集めた砂を沼井(ぬい)に入れる。



⑥沼井(ぬい)に入れた塩のついた砂に海水をかけて濾過する。
そうすると、塩分15～20%の濃い塩水(かん水)がとれる。



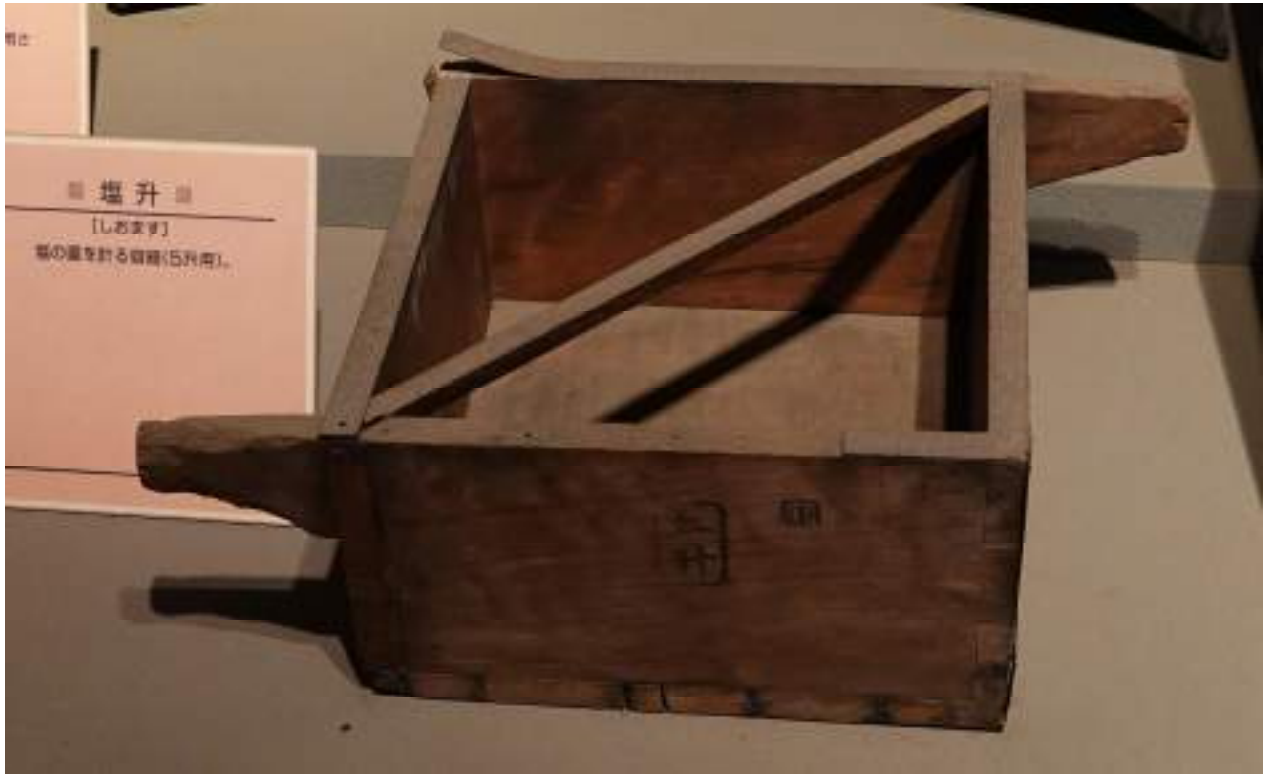
⑦塩釜でかん水を煮詰める。塩ができあがる。



塩　釜



⑧計量してかますに入れる



塩升(5升用)



⑨塩の検査

4　会津藩による塩の買い付け



塩浜萬覚書　広島県竹原市教育委員会所蔵



竹原・富浜・松永塩田と承天寺の位置図

南山御蔵入と会津藩との関係

三代将軍・家光は当時の会津藩主・加藤明成と重臣・堀主水との確執により両者の関係性が極めて悪化していることにかんがみ、一旦会津藩 40 万石を取り潰した(参考文献：『徳川実紀』)。

家光は、会津を南北に分割し、北部を会津藩 23 万石(現在の新潟県東蒲原郡阿賀町や新発田市の一部を含む) とし、自身の異母兄弟である保科正之を山形藩から移封し藩主とした。そして南部の山岳地帯の南山 5 万石を御蔵入とした。南山御蔵入の誕生である。これは寛永 20 年(1643) 7 月のことである(参考文献：『会津藩家世実紀』)。

御蔵入とは、年貢(税金) がすべて将軍の財布に入る領地のことである。

南山御蔵入の統治は実にややこしい。江戸幕府は、南山御蔵入の統治を度々会津藩に任せている。この変遷を下の表に示す。

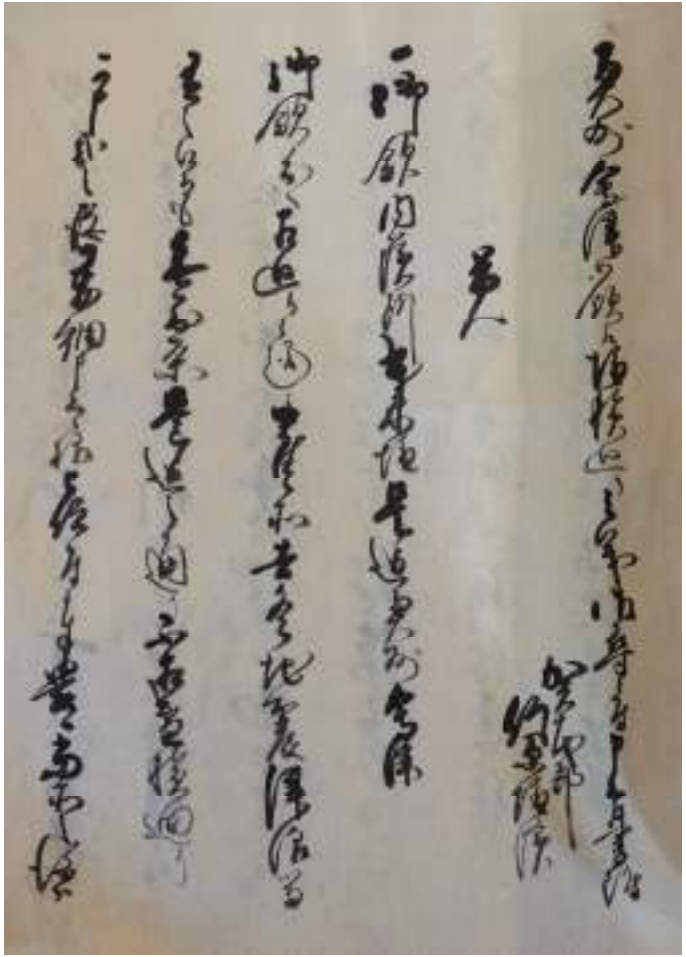
南山御蔵入の統治形態の変遷表

統　治　形　態	期　　間	年　数
第1回　会津藩による代行統治	寛永20年(1643)　～元禄元年(1688)	45
第1回　江戸幕府の直接統治	元禄元年(1688)　～宝永2年(1705)	17
第2回　会津藩による代行統治	宝永2年(1705)　～正徳3年(1713)	8
第2回　江戸幕府の直接統治	正徳3年(1713)　～享保7年(1722)	9
第3回　会津藩による代行統治	享保7年(1722)　～宝暦5年(1755)	33
第3回　江戸幕府の直接統治	宝暦5年(1755)　～宝暦13年(1763)	8
第4回　会津藩による代行統治	宝暦13年(1763)　～天保8年(1837)	74
第4回　江戸幕府の直接統治	天保8年(1837)　～弘化4年(1847)	10
第5回　会津藩による代行統治	弘化4年(1847)　～文久3年(1863)	16
※南山御役知(会津藩代行統治)	文久3年(1863)　～慶応3年(1867)	4
大政奉還にともない江戸幕府が消滅し御蔵入でなはくなるが、戊辰戦争時も会津藩が実質的に統治していた。	慶応3年(1867)　～慶応4年(1868)	1

※南山御役知＝江戸幕府は、京都守護職を勤める会津藩主・松平容保に対する財政援助の一環として、南山御蔵入の年貢金約1万両(約12億5000万円)を会津藩に納入する措置を講じた(参考文献：「京都守護職に対する財政援助」『お茶の水史学』第45号)。
江戸幕府は、職務に対する報酬を確保する領地を御役知と呼んだ。そのため南山御役知と称された。
京都守護職は、慶応3年(1867)10月の大政奉還とともに消滅した。


伊北郷
尾岐郷
金山谷
下 郷
上 郷
伊南郷
上郷


金山町
三島町
会津美里町
会津若松市
金山谷
尾岐郷
伊北郷
昭和村
下 郷
下郷町
上 郷
南会津町
伊南郷
上郷



奥州會津御領江塩積廻り之儀御尋ニ付申上候書附

賀茂郡

竹原塩浜

覚

一御領内浜所出来塩、是迄奥州会津
御領分へ相廻り候趣ニ御座候所、去冬地震津浪等
有之候而も無別条、是迄之通り不相替積廻り
可申哉之儀委細申上候様被仰付奉畏候、当所之儀者

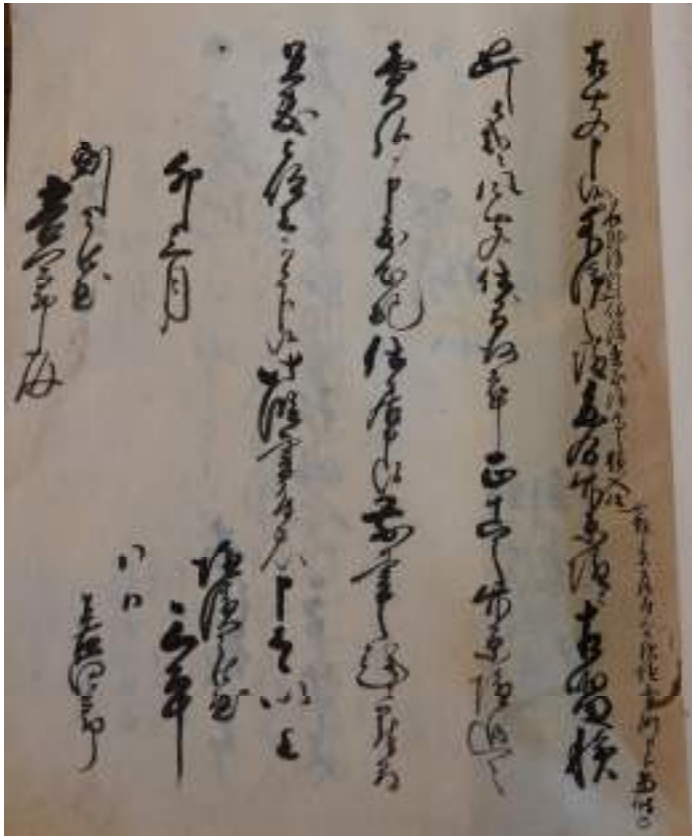
地震ニ而多分之損所も御座候得共、去冬ヨリ早春迄
之内仕戻し普請相調、例年之通業体仕候間、
客舩廻り次第出来塩売捌キ申候、尤是迄会
津行キト申候而、別ニ入舩無御座候得共、諸方舩手之内
入津買積仕、越後今町又ハ新潟辺へ積廻し、
同所ヨリ陸上ヶニ而會津辺へ相廻り候義、古来仕馴と



相聞申候、
右越後行八備後松永塩専ら積入仕、御領ニ而者尾道
三ヶ浜塩売捌申候、当時
外浜之塩多分竹原塩ニ相唱へ積
廻し候哉ニ風聞仕候間、何卒正真之竹原塩追々
売弘メ申度心配仕居申候、前書之趣ニ御座候間
宜敷被仰上可被下候、此段書付ヲ以申上候、以上、

（安政二年）　塩浜庄屋
卯三月　三平
同同
喜四郎

割庄屋
吾一郎殿



要約

①奥州会津の御領地への塩輸送の件について、お尋ねがありましたので申し上げる。

②当領分（竹原）で生産された塩は、これまで奥州会津の御領分へ回送されてきた。

③去る冬の地震や津波によっても別条はなく、これまで通り変わらずに輸送してよいか詳細を申し上げるようにご指示をいただき、畏まりました。

④当所（竹原）は地震によりかなりの被害もありましたが、去る冬から早春の間に修復普請が完了し、例年通り業務を行っている。

⑤そのため、廻船が到着次第、出来上がった塩を販売している。

⑥もっとも、これまで「会津行き」と申しましても、会津行きの専用船はない。

⑦諸国の廻船業者が（塩を）入津・買付けし、越後の今町や新潟辺りへ運び、同所から陸揚げして会津辺りへ輸送するのが古くからの慣習と聞いている。

⑧また、その越後方面への塩は備後国松永の塩が専ら積込まれ、当領分の塩については尾道の三ヶ浜の塩が販売されている。

⑨現在、外浜（ほかの地域）の塩がおそらく「竹原塩」と偽って積廻されているという風聞がある。

⑩何卒、本物の「竹原塩」を追々と売り広めたいと心配している。

⑪前書のような事情ですので、上役の皆様へ宜しくお取り計らいくださいますようお願いする。

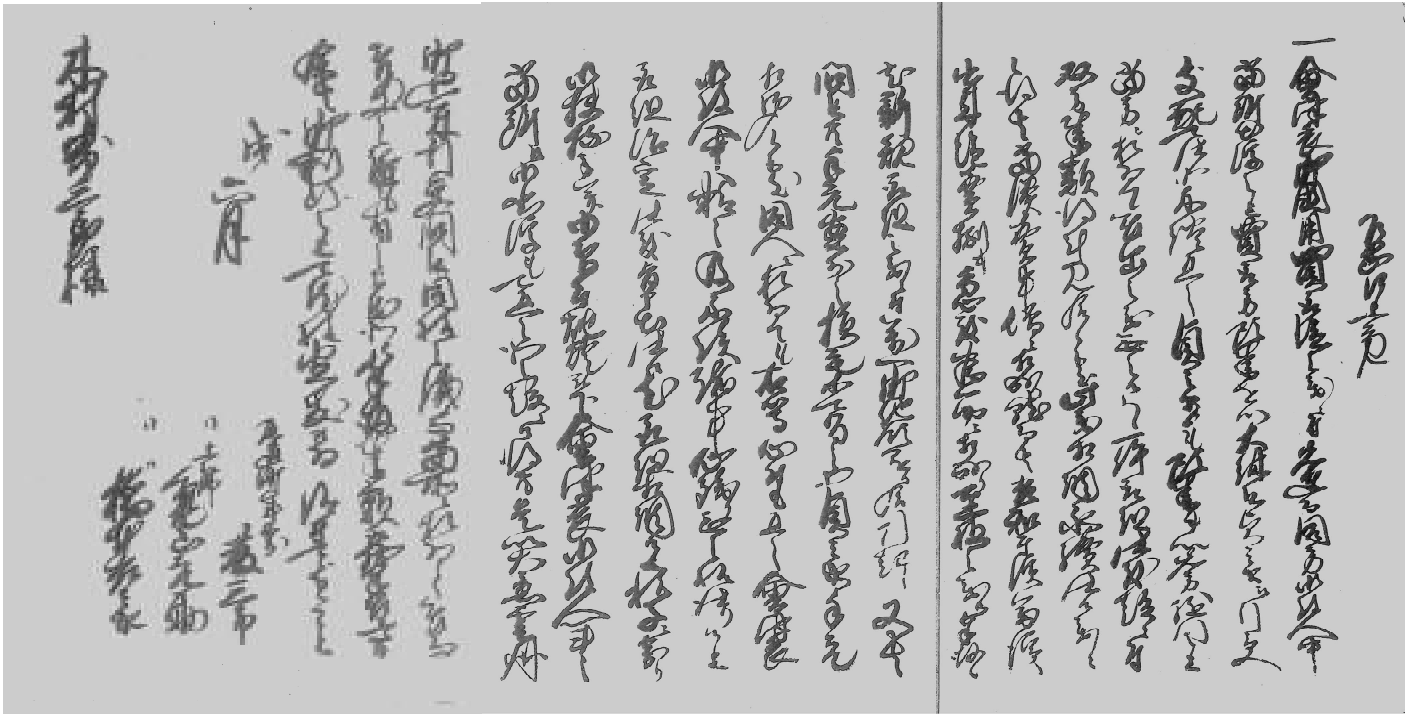
⑫この段、書状を以って申し上げる。以上。

安政二年（1855年）卯三月

塩浜庄屋　　三平

同　　同　　喜四郎

割庄屋　吾一郎殿



広島県立文書館から提供を受けた

乍恐口上覚

一會津表御國用買取塩之義ニ付、先達而同方御役人中
当所出浮之上、買取方頭書を以、大紺屋貞兵衛江引受
支配可仕哉示談有之、貞兵衛よりも頭書ヲ以先方へ駈引之上
当方ニおゐて差閊之義無之候ハヽ、一件取組仕度趣ニ付、
双方得斗見合候處、此義相調、永続仕候義ニ
候得者等湊売事増ニ相成り、就而者吉和・干濱・富濱
出来塩売捌キ急度為筋ニ相成り、至極之義と奉存候、
尤新規取組之義ニ付、萬一御他領懸合引起し、又者
問屋共手元案外之損毛等可有之哉、貞兵衛手元
相約メ候處、同人ニおゐても右等心付も有之、會津表
御役人中へ精々及示談、諸事心残り無之様仕り候上、
取組治定仕度旨申出仕候、尤取組相調候上、様子ニ寄り
御扶持方并御印付桃燈被下、會津表御役人年々
当所江御出浮も可有之哉之趣ニ候得共、是以大意雲州
御廻米引受問屋同様之義ニ而、当所ニおゐて差而
差支之嫌も有之間敷哉与奉存、書類取揃、奉差上候間、
余者御判断之上、可然様宜敷被為仰付可被下候、已上

（天保九年）
戌
六月

尾道町年寄
藤三郎
同 上席
亀山元助
同 同
橋本吉兵衛

木村幾三郎様

要約
①恐れながら口上をもって覚（おぼえ）書きする。
②会津藩の領内（国用）で買い取る塩の件についてである。
③先だって会津藩の役人方が当所へ出張してこられ、買い取りの方法について（書類の）頭書（見出し）をもって、大紺屋（おおこんや）の貞兵衛に引き受けさせ、支配（差配）させてはどうかと内々に相談があった。
④貞兵衛からも、頭書をもって先方（会津藩側）と駆引をした上で、当方において差し支える事情がないのであれば、この一件を正式に契約したいとの趣向であった。
⑤そのため、双方でよくよく検討した。この件が調い、末永く続くことになれば、こちらの港での売買が増加することになる。
⑥そうなれば、吉和（よしわ）・干浜（ひのはま）・富浜（とみはま）で生産された塩の売り捌き（流通）が確実に盛んになるルート（筋）となり、大変喜ばしいこととなる。
⑦もっとも、新規の契約（取組）でございますので、万一、他領との間で掛け合い（トラブル・交渉）が引き起こされたり、あるいは（地元の）問屋たちが手元で予想外の損失（損毛）を被ったりすることがあるのではないかと、貞兵衛の手元（意向）を確かめ、約束（内約）を交わした。

⑧貞兵衛自身もその点を気にかけており、「会津藩の役人方と精々しっかりと話し合い、諸事心残りがないようにした上で、正式に契約を決定したい」と申し出ている。

⑨なお、契約が調った上の様子によっては、扶持米（お給料）や、藩の印の付いた提灯（格式を示すもの）を下賜され、会津藩の役人が毎年当所へ出張してくることもある。

⑩しかしながら、これは大体の意味合いとして、雲州（松江藩）の廻米（年貢米の輸送・販売）を引き受けている問屋と同じような性質のことであり、当所において取り立てて差し支え（不都合）が生じる嫌い（心配）もないのではないかと考える。

⑪よって、関係書類を取り揃えて差し上げますので、あとは（お上の）ご判断の上、然るべきようよろしく仰せ付けくださいますようお願い申し上げる。以上。

⑫尾道町年寄　　藤三郎
同　　上席　　亀山元助
同　　同　　橋本吉兵衛
木村幾三郎様

まとめ

①塩は代替品がない物質である。

②栄養を細胞に取り組む上で、塩は欠かせない。

③塩が無いと、生命の維持に深刻なダメージを与える。

④南山御蔵入の商人は、瀬戸内海産の塩を仕入れていた。

⑤昭和村の塩の道は、以下のようになる。

松永・富浜塩田→北前船→新潟港→阿賀野川曳舟→津川→野沢→西方→中津川

⑥このように、先人は安定した塩の供給先を瀬戸内海周辺の塩田に求めた。